

千葉市立小学校の施設開放に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号。以下「公有財産規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、千葉市立小学校の施設（体育施設を除く。）のうち、学校教育に支障のない範囲内において開放可能な施設（以下「開放施設」という。）を、市民利用に供することを目的とする。

(開放する学校施設)

第2条 開放施設は、開放施設として予定される学校の意見を聞いて、教育委員会が別に定める。

(開放日時)

第3条 開放施設の開放日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）、土曜日及び千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号）第19条の2に規定する休業日（12月29日から翌年1月3日までを除く。）とする。

2 開放施設の開放時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校や地域の実情を踏まえて、開放施設の開放日及び開放時間を別に定めることができる。

(管理運営委員会)

第4条 学校施設開放の実施にあたっては、開放施設の管理運営等を目的として、開放施設を有する学校ごとに開放施設管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置くものとする。

2 管理運営委員会は、次の各号のいずれかの要件を満たす非営利団体により構成するものとする。

(1) 地域活動又は生涯学習を目的とする団体で、その構成員の過半数が開放施設に係る中学校区域内に住所を有すること。

(2) 地域活動又は生涯学習を目的とする団体で、開放施設に係る中学校区域内が活動域であること。

(使用の許可)

第5条 管理運営委員会は、公有財産規則の規定により開放施設の使用許可を受け、開放施設を使用する。

(許可の条件)

第6条 教育委員会は、公有財産規則の規定によるもののほか、使用許可にあたり次の条件を附すことができる。

(1) 使用時は、活動に従事する者の中から、成年の責任者を置くこと。

(2) 開放時間を厳守すること。

(3) 火気を使用しないこと（事前に教育委員会の承認を受けた場合を除く。）。

(4) 学校の敷地内において喫煙し、若しくは飲酒し、又は酒気を帯びて使用しないこと。

(5) 開放施設以外に立ち入らないこと。

(6) 開放施設を善良な管理者の注意を払って使用すること。

(7) 備品や消耗品などを、開放施設及び学校敷地内に保管若しくは放置しないこと。

- (8) 開放施設の使用に際して、知り得た個人情報等を漏らしてはならないこと。
- (9) 火災やその他重大な事故が発生したときは、直ちに適切な措置を取るとともに、教育委員会及び学校に連絡すること。
- (10) 教育委員会から開放施設の使用について指示を受けたとき、又は資料の提出や報告を求められたときは、これに従うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、開放施設の使用について疑義が生じたときは、教育委員会及び学校と事前に協議し、その指示に従うこと。

(使用上の制限)

第7条 管理運営委員会は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、開放施設を使用することはできない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認められるとき。
- (3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するとき。

(費用負担)

第8条 開放施設の使用料は、千葉市行政財産使用料条例（昭和39年千葉市条例第33号）第4条の規定により免除する。

2 管理運営委員会は、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な費用を負担するものとする。

(損害賠償)

第9条 管理運営委員会は、開放施設の使用に際し、その責に帰すべき事由により本市に損害を及ぼしたときは、開放施設等を原状に復すとともに、その損害を賠償するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、開放施設の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。